

意見書案第 11 号

平成29年7月九州北部豪雨災害への支援強化を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月22日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

津田信太郎

古川清文

堀内徹夫

三角公仁隆

近藤里美

大森一馬

今林ひであき

とみなが正博

熊谷敦子

田中丈太郎

稲員稔夫

山口剛司

森あや子

倉元達朗

平成29年7月九州北部豪雨災害への支援強化を求める意見書

本年7月5日から6日にかけて九州北部地方を襲った集中豪雨は、数多くの山腹崩落と河川氾濫をもたらし、おびただしい量の土砂と流木が濁流となって道路を塞ぎ、家屋を押し潰し、田畑になだれ込むなど甚大な被害をもたらしました。

福岡県内の被害状況は、本年9月11日時点で死者34人、行方不明者4人、全壊240件、半壊813件を含む家屋被害1,673件、また道路被害769件などとなっております。被害総額は本年8月20日時点で1,941億円に上るとされています。現在も道路が寸断され、いまだに足を踏み入れることのできない農地や集落が残されており、家屋や田畑の被害状況や生活再建への住民の意向を把握して、支援を急がなければなりません。

ところが、被災者支援策の柱となる「被災者生活再建支援法」による支援金の支給対象は、全壊・大規模半壊した世帯などに限られ、限度額も300万円にとどまっており、更なる支援が求められます。「廃棄物処理法」に基づく公費解体についても現状では不十分であり、住宅再建の見通しが立たないのが現状です。福岡県朝倉市の特産である柿などの被害については、根元の土砂除去、消毒・収穫のための農道の復旧が急務ですが、農業用施設への補助の要件は受益戸数が2戸以上とされており、要件の緩和が必要です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について取り組まれるよう強く要請します。

- 1 被災者生活再建支援法による支援金の支給限度額を引き上げること。
- 2 住宅の公費解体について、国の支援を強化すること。
- 3 農地復旧のため、補助要件の緩和を行うこと。
- 4 被災企業の復旧費の一部を助成するグループ補助金の制度を被災自治体へ適用するとともに、施設・設備の復旧に関する直接支援の創設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（防災）宛て

議長 名